

救急救命士の業務の場所の拡大に関する「提議」

平成 22 年 3 月 17 日
救急救命士の業務のあり方等に関する検討会
日本医師会常任理事 石井正三

1. 提議

「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」委員として、救急救命士の業務の場所を拡大することについて、議論を喚起するため、議案を提出する。

本提議による業務場所の拡大は、①救急隊(消防機関)の救急救命士が、患者搬送先医療機関で「救急救命処置」を行うためのもの、②救急救命士(専門学校卒、大学卒)が、救急医療機関に就業し、自院内で「救急救命処置」を行うためのものの2点である。

日本医師会「救急災害医療対策委員会」(委員長:小林國男帝京平成大学教授)では、救急医療の現場における深刻な医師不足により、救急隊による搬送患者を受け入れても即時の処置が困難な例も指摘された。また、救急医療機関内では、救急車等内よりもメディカルコントロールが確保されやすいことは言うまでもない。

さらに、現在でも専門学校や大学の救急救命士養成過程を修了し、資格を取得した者が医療機関に勤務しているケースはあるが、看護補助者(資格不要)としての就業であり、救急救命処置を含む診療の補助行為は行えない現状にある。

救急医療に従事する医師や看護職員の養成・確保など、他に優先すべき課題はあり、賛否も分かれると思われるが、本提議により、衆知を集め、その是非も含めて検討されることを望むものである。

2. 提議の目的、条件、概要

(1) 目的

- ① 救急医療現場の負担軽減
- ② 人的資源（近年増加している専門学校や大学卒の資格取得者）の活用、雇用の創出

＜参考1＞累計国家試験合格者数	
	合格者数（累計）
民間養成所修了者	5, 678
大学卒指定科目修了者	1, 041
救急隊員	21, 366
自衛隊員	573
経過措置適用（看護師等）	9, 320
外国免許保持、外国学校卒	3
合計	37, 981 A

※ 平成21年4月14日現在

＜参考2＞救急救命士の運用状況	
	隊数・人数
救急隊総数	4, 892
救命士運用隊	4, 453
救命士常時運用隊	3, 772
救急隊員総数	59, 010
救命士有資格者	20, 048
運用救命士	19, 368 B

※ 平成21年4月1日現在

$$\langle A - B = 18, 613人 \rightarrow 18, 613 - C = 8, 717人 \rangle$$

(2) 前提条件

- ① 救急救命士の業務は、救急救命士法で定める、医師の指示に基づく「救急救命処置」であること
- ② 医療の安全と質が担保されること（メディカルコントロール、養成カリキュラム）
- ③ 救急医療機関の施設基準の強化（集約化）や、医療費削減策につながらないこと
- ④ 業務場所の拡大の結果について、検証を行うこと

(3) 救急救命士の業務の場所の拡大先

- ・救急医療機関（救急告示病院・診療所、二次・三次救急医療機関）内

(4) 業務形態は次の2つとし、共通の課題、個別の課題を検討する

- ① 救急隊（消防機関）の救急救命士が、患者搬送先医療機関で「救急救命処置」を行う
- ② 救急救命士（専門学校卒、大学卒）が、救急医療機関に就業し、自院内で「救急救命処置」を行う

※ いずれも教育研修の場所としてだけでなく、業務の場所としての拡大

3. 課題（日本医師会内での議論より）

（1）共通テーマ

- ・救急救命士法の改正（場所の拡大）
- ・「救急救命処置」の他に、院内でどのような行為が行えるかについての整理
- ・医療機関内の業務場所

（2）救急隊（消防機関）の救急救命士による、患者搬送先医療機関の処置室等での処置

- ・消防法等の改正検討
- ・医療機関内での処置時における管理責任の所在

（3）救急救命士が、救急医療機関に就業し、自院の処置室等での処置（消防機関により養成された救急救命士ではなく、専門学校や大学の養成課程を修了した者を想定）

- ・そもそも救急救命士の養成は、救急隊（消防機関）に従事することを前提として行われてきたが、医療職として、医療機関で働くことを前提とした専門学校や大学での教育・研修の見直し、質の確保が必要
- ・救急医療に従事する看護職員の養成が優先すべきことではないか

4. 救急救命士制度（業務、場所）の整理

① 救急救命処置

その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者（重度傷病者）が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要な処置。

そのうち、重度傷病者のうち心肺機能停止状態の患者に対する行為として、厚生労働省令で定めるもの（特定行為）は、医師の具体的指示が必要。

- ・ 静脈路確保のための輸液（乳酸リンゲル液）
- ・ 気道確保（気管内チューブ、食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク）
- ・ 薬剤投与（エピネフリン）

② 救急救命処置を行う場所

1) 現行の規定（救急救命士法第44条第2項）

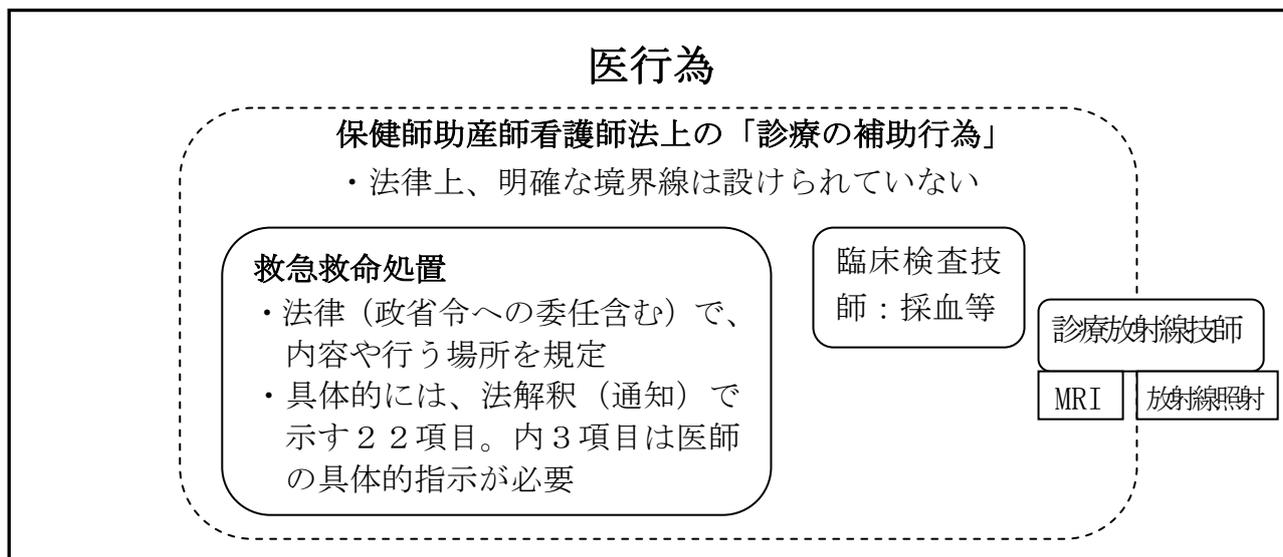
- ・ 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定めるもの以外の場所（救急用自動車等）においてその業務を行ってはならない。
- ・ ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが認められる場合は、この限りではない。

2) 救急用自動車等以外の場所で業務を行った場合の罰則（法第53条第2項）

- ・ 6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金、又はその併科

③ 救急救命処置とは

看護師・准看護師が業務独占している「診療の補助行為」の中から、22項目を、「救急救命処置」として抜き出し、救急救命士が行える行為としたもの。



④ 消防法上の「救急業務」とは

医療機関へ緊急に搬送する必要がある傷病者を、救急隊によって、医療機関に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む）。

救急救命士国家試験合格者の推移

民間養成所修了者
 大学卒指定科目者
 救急隊員
 自衛隊員
 経過措置適用
 外国

